

第 8 号の 2 様式（第 1 0 条の 2 関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

令和5年4月1日

個 人 情 報 フ ァ イ ル の 名 称	違反建築物台帳ファイル
行 政 機 関 等 の 名 称	東京都板橋区長
個人情報ファイルが 利用に供される事務を つかさどる組織の名称	都市整備部 建築指導課 担当 監察・調査係 電話番号 (3 5 7 9) 2 5 7 8
個 人 情 報 フ ァ イ ル の 利 用 目 的	建築基準法第 8 条及び第 9 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3、第 9 条の 4、第 10 条に基づき、各条に必要な措置を講じなければならないと定められている。 この必要な措置が講じられているか監査を行い、違反建築物の場所、指導状況等を一元的に管理し、適正な建築物の管理委を行うためするため、利用し、保管している。
記 録 項 目	1. 処理年月日 2. 処理番号 3. 敷地に位置に関する事項 4. 建築主に関する事項 5. 設計者に関する事項 6. 工事監理者に関する事項 7. 工事施工者に関する事項 8. 確認申請に関する事項 9. 集団規定に関する事項 10. 建築物に関する事項 11. 違反指導に関する事項 12. 陳情者に関する事項 13. 措置経過
記 録 範 囲	違反建築物及び工作物を所有している者（設計者、施工者を含む） （永年）
記録情報の収集方法	収集の相手方：違反建築物及び工作物を所有している者（設計者、施工者を含む） 収集の手段：建築計画概要書（紙・電磁的記録）、現地調査により収集
要 配 慮 個 人 情 報 が 含 ま れ る と き は 、 旨 の	☐ 含む（上記記録項目の番号 ） ☒ 含まない
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先	☐ あり（経常的提供先 ） ☒ なし
開 示 請 求 等 を 受 理 す る 組 織 の 名 称 及 び 所 在 地	東京都板橋区総務部区政情報課

	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2 - 6 6 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	☐ あり（他の法令の規定） ☒ なし	
個人情報情報 ファイルの種類	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理 ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考	業務の名称	監察に関する業務
	ファイルに記録される本人の数	約 1350 人
	その他	

